

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

文化庁京都移転を契機とした京都からの文化創造・発信プロジェクト

2 地域再生計画の作成主体の名称

京都府、京都府京都市、京都府宇治市、京都府宮津市、京都府城陽市、京都府八幡市、京都府京田辺市、京都府和束町、京都府精華町、京都府舞鶴市、京都府京丹後市、京都府南丹市

3 地域再生計画の区域

京都府の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地方創生の実現における構造的な課題

令和5年3月27日に文化庁が京都での業務を開始する。文化庁移転に関しては、地方創生のフロントランナーとして地方公共団体の文化政策を牽引する役割や東京一極集中からの脱却、新しい文化行政の展開等に対する期待の声が挙がっている。また、地元京都においても、「文化庁京都移転を契機とした京都からの文化創造・発信」をテーマに地域経済の活性化等に繋がる様々な施策を進めていく機運が高まっている。

しかしながら、ここ数年の新型コロナウイルス感染症の流行により、人と人との交流を制限する行動変容が求められた結果、観光客の減少はもちろん、アーティストの活動が休止・縮小するとともに、鑑賞機会の減少にも繋がってしまっている。

「京都府域観光入込客等調査」によると、2019年には約3,439万人であった府内観光客（京都市除く）は新型コロナウイルス感染症流行後の2020年に約1,626万人（約52.7%減）と半数以下にまで落ち込んでしまっている。集計方法が異なるため単純比較はできないが、近隣府県では、兵庫県（神戸市除く）が2019年の約1億108万人から2020年が約6,271万人（約38.0%減）、滋賀県が2019年の約5,404万人から2020年の約3,641万人（約32.6%減）となっており、本府の減少幅は非常に大きく、深刻な打撃を受けていると言える。（「兵庫県観光客動態調査」及び「滋賀県観光入込客統計調査」より抜粋。）

また、府民が文化芸術に関わる機会も減少しており、「京都府文化施策に関する府民意識調査」によると、文化芸術を直接鑑賞した者の割合は2018年の53.7%から2020年には36.4%、文化芸術活動を行った者の割合は2018年の15.7%から2020年の11.0%と低下している。この結果は全国と比較しても顕著な数値となっており、本府においては文化芸術活動への支援や文化芸術に親しむ機会の創出が大きな課題となっている。（文化庁の全国を対象とした「文化に関する世論調査」では前者の割合が2018年に53.9%、2020年に41.8%、後者の割合が2018年に25.3%、2020年に14.2%となっている。）

本府の人口は2004年の約265万人をピークに減少し続ける中で、老年人口（65歳以上）は増加の一途を辿っている。特に、2005年から2020年の間に年少人口（15歳未満）が約35万人から約29万人と約6万人（約17.1%）減少する中、老年人口は約53万人から約73万人と20万人（約37.7%）増加しており、深刻な少子高齢化が進んでいる状況である（数値は総務省「国勢調査」より）。また、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」によると、2020年から2045年にかけては、老年人口が9.9%増加、年少人口が26.4%減少するという推計結果となっており、この傾向は今後も続いていくとされている中で、府内市町村の文化協会加盟団体数や総会員数も年々減少している。本府の「市町村文化行政状況調査」によると、京都市を除く総数は2012年から2020年にかけて、加盟団体数は1,626団体から1,283団体へと343団体減少（約21.1%）し、総会員数は28,304人から17,249人へと11,055人（約39.1%）も減少しており、人口減少や少子高齢化の進行等も影響して、地域の伝統芸能や生活文化の担い手が減少し、古くから伝えられている文化の保存・維持・継承・活用が困難な状況にある。

これまで府では、「関西地域文化フェア」や「伝統文化体験フェスティバル」といった地域の伝統芸能や生活文化をメインとした事業を実施することにより、事業への参加・鑑賞を目的とした観光誘客や府民が文化芸術に関わる機会の増加等を図ってきたが、その効果は明確には現れてこなかった。2021年度の文化庁の「文化に関する世論調査」によると、1年間で文化芸術イベントを直接鑑賞した者のうち、地域の伝統芸能や祭り等を直接鑑賞した者の割合はポップスやオーケストラ等の音楽を直接鑑賞した者の割合より大幅に低いことが分っており、伝統芸能をメインとした事業は文化を身近に感じる第一歩としては比較的ハードルが高いと思われることが一因と考えられる。そこで、これまで実施してこなかったより身近な文化として関心の高い音楽分野を中心に据え、広域的に分野ごとの文化施策を展開することで、文化芸術活動への参加や鑑賞を目的とした地域への観光誘客、府民が文化芸術に関わる機会の増加に繋げていく。

4-2 地方創生として目指す将来像

【概要】

京都は平安京遷都から千年の長きにわたり都が置かれた地であり、丹後から山城までの各地域において、豊かな自然環境や各地域が受け継いできた個性ある文化が築かれ、相互に影響し合い、高め合いながら、国内外との交流を通じた人の営みによって洗練・深化されてきた。こうして地域ごとに古くから文化が栄えた結果、多くの歴史的・文化的遺産が今に伝えられている。

例えば、国宝や文化財については日本のその多くが京都に集中し、各時代・各分野にわたるものが幅広く存在している。また、茶道や華道等の生活文化、音楽や舞台芸術を始めとする現代のポップカルチャー等は社会の動きや人々の暮らしと様々に関わりながら、周辺の自然環境と密接につながり、京都の優れた歴史的・文化的環境を作り出している。

文化庁京都移転や大阪・関西万博開催等、全国そして世界の注目が集まる機会が続く中、こうした歴史に裏付けられた伝統文化から最先端の文化までが共存する多様性と寛容性のある文化を土台として、以下の3つの柱を軸に京都から全国、そして世界へ文化の創造・発信を行っている。

【文化の創造・発信により目指す3つの柱】

①日本全国及び世界中から府内各地に観光客を呼び込む

文化庁の京都移転や大阪・関西万博の開催のインパクトを生かし、京都から文化創造・発信を行い、多彩な交流を図ることで、国内外から高い評価を受ける「文化の都・京都」の実現を目指した取組を展開。文化の観光資源としての多様な魅力を高め、観光誘客に繋げていく。

②府民が文化を身近に感じることのできる環境を創出する

継続した事業実施により文化の維持・保存・継承・定着を進めることで、芸術や伝統芸能、生活文化等の多様な文化と、観光、産業、福祉、教育など幅広い分野とが相互に結びつき刺激し合うことで、それぞれの魅力と付加価値が高まり、各地域が活性化し、暮らしと経済の好循環が生み出されるような、文化の力で活力とうるおいがあり、豊かさを感じられる社会の実現を目指す。

③地域文化の担い手増加を図る

府内各地にアーティストの表現活動の場を創出し、府民や観光客の文化芸術の鑑賞機会の増加を図る。府内で文化芸術に触れる機会が増加することにより、活動に興味・憧れを持つ者、次世代の担い手の増加に繋げていく。

これら3つの柱を軸に、伝統的な文化から先端技術を活用した現代アートまで、多様な文化が日常生活に息づき、日々の暮らしの中で大切にされるとともに、年齢、性別、障害の有無、経済的な状況、居住する地域等にかかわらず、誰もが気軽に文化に親しみ、参画することができる環境を形成し、文化的表現力を高め、創造・発信し続けることで、多様な文化に惹かれて観光・文化芸術産業に携わる企業や人々が京都を訪れ、京都で活動し、京都に定着するような、文化の力で賑わいのある地域づくりを目指す。

【参考】

国宝・重要文化財指定件数（京都府） 国宝237件（全国2位）、重要文化財2,201件（全国2位）

注）2023年1月1日現在の件数。重要文化財の件数は、国宝の件数を含む。

※出典：文化庁ホームページ 文化財指定等の件数

【数値目標】

K P I ①	30代までの府民で地域の芸能や祭りへ参加している人の割合						単位	%（年）
K P I ②	文化・芸術に関わりを持つ（鑑賞・体験含む）人の割合						単位	%（年）
K P I ③	府域の観光消費額単価						単位	円（年）
K P I ④	－						単位	－
	事業開始前 （現時点）	2023年度 増加分 （1年目）	2024年度 増加分 （2年目）	2025年度 増加分 （3年目）	2026年度 増加分 （4年目）	2027年度 増加分 （5年目）	K P I 増加分 の累計	
K P I ①	3.90	2.00	2.00	2.10	－	－	6.10	
K P I ②	62.00	7.00	7.00	7.00	－	－	21.00	
K P I ③	4,160.00	440.00	300.00	300.00	－	－	1,040.00	
K P I ④	－	－	－	－	－	－	0.00	

5 地域再生を図るために行う事業

5－1 全体の概要

5－2の③及び5－3のとおり。

5－2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ 地方創生推進タイプ（内閣府）：【A3007】

① 事業主体

2に同じ。

② 事業の名称

文化庁京都移転を契機とした京都からの文化創造・発信事業

③ 事業の内容

文化庁京都移転を新たな契機とし、「音楽」と「伝統芸能・舞台芸術」の分野を中心として、京都から全国へ文化芸術活動を強く発信する事業を実施することで、地域経済の活性化と観光誘客、府民が京都文化を身近に感じる環境の構築、京都の伝統文化・生活文化等の次世代への継承を図る。

【京都から全国、そして世界への文化芸術活動の発信事業】

①【音楽・伝統芸能・舞台芸術等】「音楽・伝統芸能・舞台芸術等の京都文化発信事業」

文化庁京都移転を契機とした京都文化の発信事業を集中的に実施。京都ゆかりのアーティストによる歌唱や地元交響楽団による演奏といった音楽ステージを中心に、伝統芸能や舞台芸術を披露するパフォーマンスステージやアーティスト作品・伝統工芸品の展示・販売・体験会等を同時開催する。メイン会場に加え、府南北にサテライト会場を設置し、会場が設置された市町村を中心に、周辺市町村の文化施策と連携して事業を展開する。

京都の文化・芸術が一堂に会する当事業を通じて、文化庁京都移転を契機とした京都の魅力ある文化の発信が全国の地方創生に波及していく姿を府民や観光客に感じてもらい、文化の力で活力とるおいがあり、豊かさを感じられる社会の実現を目指す。

②【音楽】「プロとアマチュアが音楽を通して共演し、文化を体感する事業」

プロアーティストと府民等のアマチュア楽団が一緒になって作り上げる府民参加型音楽祭を実施。複数回の事前練習を経て、本番の舞台でプロとアマチュアが共演する。府民自身が音楽というひとつの文化を伝える側にも立つことで、文化表現をより身近に感じる機会に繋げる。

事業1年目となる2023年度には「合唱」をテーマとして実施。翌2024年度には事業3年目に開催する国際音楽祭を見据え、「演奏」を新たに追加するとともに、市町村イベント等への出演といった実践練習も加え、参加者や観覧者に地域の魅力を知ってもらう機会を広げるとともに、活動の様子を配信することで地域活性化と観光誘客を図っていく。

2025年度には、大阪・関西万博の開催により、世界の注目が日本に集まることを踏まえ、プロの音楽家をはじめとした世界中の音楽家が集まり、交流し、新しい音楽を創造・発信する国際音楽祭を実施する。日本国内及び世界から演奏家を集めたオーケストラコンサートに加え、音楽分野の次世代の担い手育成を目的としたジュニアオーケストラ等を開催することで、鑑賞機会の増加と国内だけでなく世界からの誘客を図る。また、事業1・2年目の成果を活かした「府民等アマチュア参加型プログラム」を実施することで、国際音楽祭を子どもから大人、アマチュアとプロ、国内外のアーティストや演奏家、観光客が京都に集う一大音楽祭として世界へ発信していく。

③【伝統芸能・舞台芸術】「パフォーマーが様々な場所で気軽に表現ができる機会を創出する事業」

府内各地域の文化施設等で伝統芸能や舞台芸術のパフォーマンスを実施できる機会を創出する。機会創出だけではなく、事業や参加アーティストに関する情報発信を行い、認知度を高めることで、アーティストが京都で表現をしたいと思える環境の構築を図る。継続実施していくことで、アーティストにパフォーマンス披露の機会創出に対する主体性を構築するとともに、アーティストや文化活動に関わる人・企業等が京都に集まることによる鑑賞機会の増加、担い手増加、舞台芸術産業の成長にも繋げていく。

④【音楽・伝統芸能・舞台芸術等】「特色ある文化資源を活かした地域文化発信事業」

文化庁の京都移転を契機に、地域文化資源の活用による地方創生を推進するため、府内市町村が主体となり、日本遺産や重要文化財等の地域の特色ある文化資源を活かした文化施策を広域的に展開し、府民が年間を通じて府内各地で様々な文化・芸術に関わりを持つ機会と文化芸術活動の場を創出するとともに、次世代の文化芸術の担い手の育成を図る。地域の学生や市民団体等による「プロとアマチュアが音楽を通して共演し、文化を体感する事業」と連携した参加型音楽祭の開催や、重要文化財をユニークベニューとして活用したり、周辺市町村や企業、大学等と合同開催をしたり等、工夫に富んだ事業を実施することで、府内の至る所で地域文化資源や文化芸術活動を体感できる環境を構築する。また、地域文化の発信強化と地域への観光誘客を目的に、地域固有の文化資源の有効活用等を検討するシンポジウムの開催や地域文化資源や地域特有の取組の映像配信、デジタルコンテンツを活用した文化体験・鑑賞、地域文化資源を巡る周遊事業等も実施する。

各事業や連携市町村イベント等に係る情報発信が分断されたものとならないよう、参加者募集から、本番に至るまでの府内各地での事前練習風景、市町村が実施する連携事業の情報等を一元化して発信するポータルサイトを立ち上げることで、事業自体の認知度を高めていくだけでなく、事業に参加してパフォーマンスを行いたいと思うアーティストや京都の文化芸術、地域伝統文化に関心を持つ者の増加を図る。

④ 事業が先導的であると認められる理由

【自立性】

「音楽・伝統芸能・舞台芸術等の京都文化発信事業」については事業1年目、「プロとアマチュアが音楽を通して共演し、文化を体感する事業」については事業1・2年目に音楽ステージ観覧に伴うチケット収入と企業協賛金を得る形で事業を進めていく。事業3年目の国際音楽祭時にはチケット収入の他に音楽祭内で実施予定の各種プログラムへの参加料を得る。また、事業を継続して実施することで府民や企業の事業認知度を向上させていき、持続的な事業実施が文化の維持・継承に繋がることの大切さに共感・賛同いただける企業を着実に増加させていくことで、協賛金収入も増加し、交付金に頼らずとも、財源自立していく見込みである。

【官民協働】

京都府や京都市・京都市・京都商工会議所を中心に構成されるプラットフォーム、府内市町村、各文化施設、関係団体、民間事業者が、それぞれの特色を活かした事業を連携して実施していくことで事業の一体性を高め、個々の事業ではなく、京都府全体としての文化・芸術の発信強化に繋げていく。府や市町村等の行政機関は、府内各地で音楽、伝統芸能、舞台芸術等の文化発信事業を実施するとともに、府が実施する核となる事業の開催地域となった市町村を中心に、連携事業や地域文化資源を活用した広域的な事業を新たに展開していくことで、一体的な事業として情報発信力の強化と地域への観光誘客を図る。また、民間事業者は、府や市町村が実施する事業への協賛や連携したイベントの実施、広報の協力等を行う。さらに、地元金融機関や商工会議所等は、府や市町村が実施する事業の意義に賛同し、広報の実施協力や協賛等の形で協力してくれる企業等の発掘を行っていく。

【地域間連携】

文化資源の魅力発信による観光誘客効果が一部地域にとどまることなく府内全域に広がるのが重要であることから、各市町村が地域における文化資源の掘り起こしや磨き上げを行うだけでなく、それぞれの地域特性や文化資源を活かした事業を展開、相互連携させていくとともに、府がこれらの事業を繋いで京都府全体の魅力発信事業と位置付けて府内外への情報発信を行うことで、発信力の強化を図る。また、関西広域連合の広域的な情報発信網を活かし、京都府内にとどまらず、広域連合構成府県市にまで取組内容を発信することで、府域への観光誘客に繋げるだけでなく、取組内容に関心を持ち、協賛してくれる府外企業等の増加に繋げていく。

府事業である「プロとアマチュアが音楽を通して共演し、文化を体感する事業」においては、府内各地の市町村イベント等への出演といった実践練習を実施し、事業参加者や観覧者が合同練習や実践練習の会場となる地域の魅力を知ってもらう機会を広げ、地域活性化に繋げていく。

【政策・施策間連携】

文化庁京都移転を契機とした府内各地での様々な取組による文化振興施策だけでなく、文化財保護・活用施策や教育施策、産業振興施策と連携して事業を展開。

地域の文化施設や文化資源をユニークベニュー等として利用するにあたり、文化芸術活動を行う場として十分な環境を整備するための文化財保護・活用施策を推進することで、文化資源を活用しやすい環境が整い、ユニークベニューとして使用される機会が増え、地域文化資源の認知度向上や観光誘客にも繋がっていく。

また、子ども達が学校教育の一環として地域伝統芸能や文化芸術活動の鑑賞等を行うことで、文化に親しみを持って次世代の担い手増加に繋がっていくような取組を実施。子ども達が学校等での文化鑑賞をきっかけに、府内各地の文化振興施策に興味を持ち、参加・鑑賞に訪れることを目指す。

さらに、文化芸術に係る企業・団体等を誘致して文化振興を目的としたイベントの実施や地域文化資源等を観光コンテンツとしたツアー造成等を担う企業・団体の増加と雇用創出による地域経済の活性化を図ることで、府域の文化資源・文化施策の認知度向上や各地域への観光誘客にも繋がっていく。

【デジタル社会の形成への寄与】

取組①

京都ゆかりのアーティスト等による歌唱や地元楽団による演奏をパブリックビューイングの活用により、メイン会場と府内各地のサテライト会場で開催する。

理由①

パブリックビューイングの利用により、離れた地域であっても文化を通じたその場の興奮や感動を共有できるデジタル技術の普及啓発に寄与する。

取組②

各事業の情報発信が分断されたものにならないよう、事業に係る情報等を一元化して発信するポータルサイトを立ち上げる。

理由②

ポータルサイトを立ち上げることで、文化・芸術を発信する事業に関する情報取得を地域格差の影響を受けることなく、より容易に可能とする。

取組③

該当なし。

理由③

該当なし。

⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4-2の【数値目標】に同じ。

⑥ 評価の方法、時期及び体制

【地方公共団体名】	【外部組織による検証】					
	【検証時期】		【検証方法】	【外部組織の参画者】	【検証結果の公表の方法】	
京都府	毎 年 度	8	月	「京都府総合計画推進会議」において、個々の事業のPDCAサイクルに基づく検証 【産】(株)アウルコーポレーション、京都府生涯現役クリエイティブセクター、F l o r a (株) 【学】(公財)国際高等研究所、佛教大学、京都大学大学院人間・環境学研究所、京都大学防災研究所、総合地球環境学研究所 研究基盤国際センター 【金】(株) 京都銀行 【公】京都市長会、京都府町村会 【その他】華道家元池坊、(一社)京都府医師会	HP等で公表	
京都府京都市	毎 年 度	9	月	京都市事務事業評価委員等により、PDCAサイクルに基づく一体的な効果検証を実施	有識者、企業役員、市民公募委員等で構成	HP等で公表
京都府宇治市	毎 年 度	8	月	まち・ひとしごと創生総合戦略推進会議において学識経験者が関与客観的な検証を行う	京都教育大学教授、同志社大学教授、宇治市観光協会事務局長、京都府山城広域振興局長、株式会社京都銀行宇治支店町、宇治市商工会議所専務理事等	HP等で公表
京都府宮津市	毎 年 度	8	月	宮津市総合計画等有識者会議において、事業実施後のK P I の検証、各主体の役割分担と地域活性化につながる取組等の評価を行い、目標に達成しない場合は、事業全体の計画を修正し、次年度以降の実施計画に反映させる。	自治会関係者、金融機関関係者、報道機関関係者、商工団体関係者、社会福祉団体関係者、観光団体関係者、農林水産団体関係者、労働者団体関係者、行政機関、大学関係者等	市ホームページ等で公表

京都府城陽市	毎 年 度	8	月	産官学金労言による 有識者及び地域住民 による「城陽市ま ち・ひと・しごと創 生有識者会議」にお いてPDCAサイクルに よる検証を実施	[有識者会議]【産】 城陽商工会議所専務 理事【官】京都府 【学】京都大学名誉 教授、京都産業大学 教授、京都女子大学 宗教・文化研究所客 員研究員、京都府立 大学教授【金】京都 銀行城陽支店長 【労】星和電機(株)労 働組合執行委員長 【言】京都新聞南部 支社長【その他】公 募委員（地域住民） 等	市ホームページ等で公 表
京都府八幡市	毎 年 度	8	月	まち・ひと・しごと 創生検討懇談会によ る検証	学識経験者、産業団 体、その他関係団 体、市民 等	市ホームページ等
京都府京田辺市	毎 年 度	9	月	外部有識者等による 検証	【産】京田辺市商工 会 【官】京都府 【学】京都大学、京 都ノートルダム女子 大学 【金】京都銀行 【住】市民など	H P 等で公表
京都府和束町	毎 年 度	9	月	和束町まち・ひと・ しごと創生推進会議 で検証	京都先端科学大学、 京都やましろ農協、 京都府、京都銀行、 京都中央信用金庫、 京都田辺公共職業安 定所、和束町雇用促 進協議会、一般財団 法人和束町活性化セ ンター、相楽東部広 域連合教育委員会、 和束町商工会、和束 町社会福祉協議会、 和束町農業委員会、 恋茶グループ、一 般社団法人 えん - T R A N C E わづか、 住民代表及び各新聞 社への意見照会を実 施	H P 等で公表

京都府精華町	毎 年 度	8	月	「総合計画進行管理 有識者会議」におい て、PDCAサイクルに よる検証を実施	【産】公益財団法人 関西文化学術研究都 市推進機構、【官】 京都府総合政策環境 部地域政策室、 【学】京都府立大学 公共政策学部公共政 策学科（財政額・地 方財政論、環境経済 学）、【金】京都銀 行精華町支店、 【言】株式会社K C N京都、【労】京都 府立大学公共政策学 部公共政策学科（労 働法）、【士】合同 会社みらい会計研究 所、【デ】公益財団 法人京都産業21 （元京都府情報政策 統括監）、【住】地 域住民	H P 等で公表
京都府舞鶴市	毎 年 度	9	月	産官学金労言等で構 成する舞鶴市みらい 戦略推進会議で検証	商工会議所、農協、 観光協会、職業安定 所、地元高校、地方 銀行・信用金庫、地 元新聞社、自治会連 合会、青年会議所、 公共交通機関等	市ホームページで公表
京都府京丹後市	毎 年 度	9	月	産官学金労言等の外 部委員で構成する 「京丹後市総合計画 審議会」に報告し、 効果検証を行う。	京丹後市商工会、京 都府漁業士会、京都 府農業士会、丹後機 械工業協同組合、丹 後織物工業組合、京 丹後市観光公社、京 都府丹後広域振興 局、京都産業大学、 京都銀行、京都北都 信用金庫、連合京都 北部地域協議会等	HP等で公表
京都府南丹市	毎 年 度	8	月	南丹市地域創生会議 によりKPIに対する単 年度ごとの達成度を もとに検証を行う。 未達の場合について は、事業の見直しを 行う。	【産】南丹市美山観 光まちづくり協会、 京都府指導農業士、 【官】京都府 【学】京都府立大学 【金】京都銀行 【労】連合京都 【言】KCNなんたん 【その他】二本松学 院、南丹市女性ネッ トワーク会議、市民 公募委員	市ホームページ等で公 表

⑦ 交付対象事業に要する経費

- ・ 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】

総事業費 893,627 千円

⑧ 事業実施期間

2023年4月1日 から 2026 年 3 月 31 日 まで

⑨ その他必要な事項

特になし。

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし。

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) 該当なし。

ア 事業概要

イ 事業実施主体

ウ 事業実施期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

(2) 該当なし。

ア 事業概要

イ 事業実施主体

ウ 事業実施期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

(3) 該当なし。

ア 事業概要

イ 事業実施主体

ウ 事業実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から 2026 年 3 月 31 日 まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

5-2の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4-2に掲げる目標について、5-2の⑥の【検証時期】に
7-1に掲げる評価の手法により行う。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5-2の⑥の【検証結果の公表の方法】に同じ。